

第3次都城市男女共同参画計画 令和元年度実施計画

第3次男女共同参画計画における令和元年度実施計画について

都城市男女共同参画社会づくり条例第10条第1項の規定により、市は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施します。

平成30年3月に策定した第3次都城市男女共同参画計画（以下「第3次計画」という。）では、総合的かつ計画的に男女共同参画社会づくりを推進していくために、毎年度、男女共同参画社会づくりに向けた取組の進捗状況を管理し、次期計画へ反映していきます。

第3次計画期間の重点課題・施策の方向・具体的施策・基準値・目標値

第3次計画の「基本目標」、「重点課題」及び「施策の方向」を推進するために、具体的施策ごとに担当課の取組の内容を記載し、重要業績評価指標 KPI、基準値（2017（2016）年度実績値）、目標値（2020～2022年度）^{*}等を記載しています。

※ 2016年度、2020年度 都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査実績値及び目標値 2022年度 第3次計画最終年度

実施計画

第3次計画の重点課題の施策の方向に対する具体的施策ごとに、担当課において、取組の内容等を検討し、その結果を第3次計画の基本目標、重点課題、施策の方向ごとに取りまとめ、年度毎に取組について実施計画を策定することとしています。

実施状況

実施計画について担当課は年度末に自己評価を行い、都城市男女共同参画社会づくり審議会は、重要業績評価指標 KPI 等を指標とし、外部評価を行います。また、その結果は、都城市男女共同参画社会づくり条例第10条第4項の規定に基づき実施状況報告書としてホームページで公表することとしています。

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

1 すべての人の人権の尊重

(1) 性別等にかかわる差別の排除		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	令和元年度実績値	3
◆市が発行する広報紙、ラジオ、ホームページ等、多様なメディアを通じ、人権意識の高揚、差別意識の解消につながる広報・啓発を推進します。	秘書広報課	広報紙やラジオ、ホームページなどにおいて、人権意識の高揚、差別意識の解消につながる広報を行い、また、表現に留意する	—	—	表現の指標であるため数値設定は適当ではない	性別等にかかわる差別は、社会問題として取り組む必要がある。
◆「人権啓発強調月間」や「人権週間」など、各種の機会を通じて、人権問題に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。	生涯学習課	人権啓発講演会参加者数	年2回 557名 (2015年度)	年3回 800名 (2021年度)	年3回 663名	
◆学校や家庭において機会を通じて、児童生徒と保護者が人権に対する尊重の精神の醸成を図ります。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	54校	
◆関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境を整備し、性別等にかかわる差別に関する実態の把握に努めるとともに、被害者保護のための施策を図ります。また、関係機関と連携し、差別を防止・対処するための体制の構築を進めていきます。	コミュニティ文化課	市民意識調査「平等である」と回答した人の割合の平均値	30%	35%	次回調査2021 (令和3年)年度実施	
◆人権問題に関する市職員の認識を深めるため、職員研修を実施します。	職員課	新規採用職員研修	1回/年	1回/年	1回	

2 意識改革のための広報・啓発

(2) 人権に対する理解と共感を広げる広報・啓発活動の展開		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆男女共同参画の理解促進を図るため、対象やテーマ、年代に応じ、戦略的に広報・啓発に取り組めます。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	広報の内容や意見等については、若い世代など、アクセス数等データ化して「見える化」する必要がある。 現在の広報・啓発の方法について、「実施した」から「実施した効果について」継続して検討してほしい。
◆「男女共同参画週間」や「人権週間」など、多様な機会を捉えて、男女平等等の問題に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。	生涯学習課	人権週間(12月4～10日)に全職員の人権バッジ着用	1回 (2016年度)	1回 (2021年度)	1回	
◆「男女共同参画週間」や「人権週間」など、多様な機会を捉えて、男女平等等の問題に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	
◆市が発行する広報紙、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じて広く男女共同参画に関する広報・啓発を推進します。	秘書広報課	広報紙やラジオ、ホームページなどにおいて、人権意識の高揚、差別意識の解消につながる広報を行い、また、表現に留意する。	—	—	表現の指標であるため数値設定は適当ではない	
◆男女が相互に協力し、仕事、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	
◆社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検討するとともに、男女共同参画に関する施策がどのような効果を生じているかの調査を継続して進めます。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	

(3) すべての人の人権を尊重した表現の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆市が発行する広報紙、印刷物について、性別や障がい、人種等に基づく固定観念にとらわれず、すべての人の人権を尊重した表現となるように配慮します。	全部局	令和元年度実施状況報告【全部局】に記載	-	-	令和元年度実施状況報告【全部局】に記載	広報紙等、性別による固定的役割の表現に配慮がされている。
◆市が発行する広報紙、ホームページ、印刷物について、性別や障がい、人種等に基づく固定観念にとらわれず、すべての人の人権を尊重した表現となるように配慮します。	コミュニティ文化課	男女共同参画行政推進会議連絡会で表現方法について説明	1回/年	1回/年	2回/年	
◆学校における、様々なメディアからの情報を正しく理解する能力の向上や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとれる態度の育成など、メディア・リテラシーの向上・育成に努めます。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	54校	

(4) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆職場、学校、地域及び家庭などにおいて、慣習・慣行が男女共同参画の視点に立って、見直しが進められるように広報・啓発に取り組み、相談体制の充実に努めます。	コミュニティ文化課	ふれあいアンケート「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に「反対」or「どちらかといえば反対」の割合	34%	41%	66.6%	市の申請書等の性別欄の検討などの取組については、継続してほしい。 校則などの改正については、生徒の立場にたち生徒が主体的に考える取組が必要。
◆男女共同参画の理解促進を図るために、テーマや年代に応じた講座を開催するなど、広報・啓発に取り組みます。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	
◆男女共同参画に関する法令や市の計画について、理解を広げるための広報・啓発に取り組みます。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	
◆小・中学校において、男女混合名簿の活用が図られるよう、啓発・推進します。	学校教育課	推進学校数	0校	54校	54校	
◆教育の分野においても各人がその個性と能力を十分に発揮できるように、性別による固定的な役割分担などを反映した慣行等を見直すための意識改革を進めます。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	54校	

3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(5) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆児童・生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、社会性や勤労観・職業観を持って主体的に進路選択できる力を身につけることができるように、職場体験やインターシップなどの体験活動の実施など、総合的な教育を推進します。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	54校	男女混合名簿の推進が図られている。今後も、生徒や保護者等への説明を丁寧に行ってほしい。 学校の図書館に、人権問題の本(子どもの権利条約等)が閲覧できるような取組も推進してほしい。
◆共に支え合う社会の一員として、男女が協力して家庭を築き、家庭や地域での生活を創造する能力と実践的な態度を育てる教育を推進します。	学校教育課	文書や啓発物送付等の情報発信対象校	54校	54校	54校	
◆心身ともに健康で健やかな児童・生徒の育成を目指して、関係機関等との連携体制の整備を図りながら性に関する教育を推進します。	こども課	健康教育講師派遣	2件	-	3件	
◆児童・生徒の人権感覚を育む人権尊重に関する正しい知識や望ましい価値観、さらに、よりよい人間関係を育てるための技能の育成を推進します。	学校教育課	都北地区人権研修会の参加者数	461人	461人	346人	
◆道徳教育において、互いの人格の尊重を基盤にしなが、異性についての理解を深め、共に友情を築き、成長しようとする態度を育てる教育を推進します。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	54校	
◆男女共同参画について、子どもの頃から理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの自己肯定力の育成・自己決定権について広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	
◆小・中学校において、男女混合名簿の活用が図られるよう、啓発・推進します。【再掲】	学校教育課	導入学校数	0校	54校	54校	

(6) あらゆる分野における教育・学習機会の充実		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努め、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて、広報活動を通して学習の機会を提供します。	学校教育課	都北地区人権研修会の参加者数	461人	461人	346人	新型コロナウイルス感染症の防止対策として休校の取組があったが、オンラインでの学習や塾・通信教育などが利用できるか否か環境の格差が顕著となった。 教育環境の格差を縮小する対策を検討してほしい。
◆日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努め、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて、広報活動を通して学習の機会を提供します。	生涯学習課	人権講座開催数	9回 (2016年度)	14回 (2021年度)	10回	
◆「男女共同参画週間」、「人権週間」など、多様な機会を捉えて研修会を開催するなど、より多くの市民に対して男女共同参画を学習する機会を提供します。	生涯学習課	講演会の男性の参加者数	82名 (2016年度)	130名 (2021年度)	343名	

◆「男女共同参画週間」、「人権週間」など、多様な機会を捉えて研修会を開催するなど、より多くの市民に対して男女共同参画を学習する機会を提供します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回
◆すべての人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られる「法識字」の推進を図ります。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	54校
◆すべての人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られる「法識字」の推進を図ります。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回
◆出前講座を開催するなど、市民が身近な場所で男女共同参画について学習できる機会を充実します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回
◆男女共同参画を学習する対象者の年代や課題に対応した学習機会を提供します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回
◆セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど多様化するハラスメントの防止に向けた広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回
◆男女共同参画社会づくりの理念について研修啓発を行います。	コミュニティ文化課	男女共同参画行政推進会議連絡会で表現方法について説明	1回/年	1回/年	2回/年

II あらゆる分野における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】

4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(7) 市の政策・方針決定過程等への女性の参画拡大		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	3
◆市の審議会等委員について、幅広い分野から女性の人材についての情報の収集を進め、女性委員の登用を推進します。	全部局	市の審議会等における女性の割合	23.3%	40%	25.2%	審議会等で女性の委員の割合を増やす取組とともに、委員が意見を発言しやすい環境づくりも必要である。
◆市管理職への女性職員の登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適性を見極め、積極的に登用を図ります。また、女性が管理職として働きやすい環境づくりに努めます。	職員課	管理職に占める女性管理職の比率	9.9% (2017年度)	15% (2020年度)	16.1%	

(8) 事業等の方針決定過程への女性の参画拡大		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆女性経営者等の育成を支援するため、商工団体等と連携し、会員企業等に対する女性登用の啓発に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	24回/年	24回/年	24回/年	PTA、子ども会等、何役も担っている人も多い。真に必要な会議、活動、役員の在り方などを見直し、組織自体を見直す時期にきている。
◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組について啓発に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	2回/年	2回/年	2回/年	
◆農林水産業の事業経営における政策・方針決定過程等への女性参画を拡大し、女性の意思がより反映されるような経営体制の構築に向けた取組を推進します。	農政課	人・農地プラン審査検討委員会の女性委員の数/委員総数	30%	40%	36.4%	
◆女性リーダーの養成や女性活動団体の連携のための各種学習機会を充実し、指導的な役割を果たす新たな人材の育成を図ります。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	
◆企業や地域など、様々な分野で活躍する人材の発掘に取り組みとともに、女性リーダーの資質を有する人材の把握に努め、積極的な活用を図ります。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件 (延べ)	66件(述べ) 17件/年	
◆まちづくり協議会、自治公民館等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むように、関係機関等と連携を取りながら、研修・講座を開催し、啓発と人材育成に努めます。	コミュニティ文化課	まちづくり協議会の女性役員の割合	12%	17%	12.9% (12/93人)	

5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

(9) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブや児童館等、子どもの居場所づくりの支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。	保育課	放課後児童クラブ事業の開設数	53箇所 (2016年度)	76箇所 (2024年度)	70箇所	子どもを預ける支援だけでなく、子どもと共に過ごす時間を持つような支援がほしい。
◆共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブや児童館等、子どもの居場所づくりの支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。	こども課	児童館利用者数	76,000人 (2016年度)	76,500人 (2019年度)	79,457人	
◆女性が母性を尊重され、働きながら安心して妊娠・出産をするためには、家族や職場の理解、協力が重要であることから、女性はその能力を發揮し生涯を通じて健康で働き続けられるように、働く女性のための法制度の周知や、相談に努めます。	こども課	母子健康手帳交付数	1408件	-	1351件	
◆休日保育、一時預かり、延長保育、病児・病後時保育など、多様な保育サービスの充実を促進します。	保育課	一時預かり、延長保育、病後児保育利用者延べ人数	217,300人	247,000人	249,005人	

◆市民同士の共助の仕組みであるファミリー・サポート・センターを広く周知し、地域全体で子育てを支援する環境づくりを促進します。	保育課	ファミリーサポートセンター利用件数	3,071件	6,100件	4,356件
◆休日保育、一時預かり、延長保育、病児・病後時保育など、多様な保育サービスの充実を促進します。	保育課	子育て支援センター利用者延べ人数	30,827人	82,000人	95,297人
◆育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、多様な働き方を促進するための取組について啓発を推進します。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件(延べ)	66件(述べ) 17件/年

(10) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆仕事と家庭の両立支援に積極的な企業を広く紹介することで先進企業の社会的評価の向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援制度等の情報提供に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	2回/年	2回/年	2回/年	出産補助・男性の育児休暇制度などチラシを作成し、母子健康手帳を交付する際に説明をするなどの取組も大切。
◆市職員の仕事と育児・介護等の両立を図るため、休業制度等の利用促進に努めます。	職員課	男性職員の出産補助休暇等取得率	93.8% (2016年)	98% (2020年度)	100%	
◆少子・高齢化が進展する中で、男女が仕事と育児・介護を両立させることができ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにするため、仕事と家事・育児・介護等の両立に関する意識啓発を進めます。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	
◆育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、多様な働き方を促進するための取組について啓発を推進します。【再掲】	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件 (延べ)	66件(述べ) 17件/年	
◆男性の家事・育児等に対する知識やスキルの向上のための講座等を開催し、「男性の家事・育児等への参画」を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	

6 働く場における男女共同参画の推進

(11) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆市管理職への登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適正を見極め、積極的に登用を図ります。	職員課	管理職に占める女性比率	9.9% (2016年度)	15.0% (2020年度)	16.1%	男女の雇用の機会は均等になりつつある。
◆労働者が性別により差別されることなく能力が発揮できるような雇用環境の整備のために、男女雇用機会均等法の周知・啓発に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	2回/年	2回/年	2回/年	
◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組について啓発に努めます。【再掲】	商工政策課	啓発活動回数	2回/年	2回/年	2回/年	
◆女性の能力活用や職域拡大に努めるなど、雇用上の男女の均等な機会の確保等に関し成果をあげている事業者を推薦し、優れた取組を広く紹介します。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件	100件 (延べ)	66件(述べ) 17件/年	
◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、女性が抱える多様な悩みに女性相談員が対応します。また、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなど働く女性の支援を推進します。	コミュニティ文化課	弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談回数	12回 (2016年度)	12回	弁護士相談10回 こころの相談12回	

(12) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	3
◆創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、起業を支援します。また、継続して相談支援を行います。	商工政策課	創業した人の数	16名	21名	31名	コロナ禍のもと、アルバイトや非正規労働者等に対する雇止め等の実態の把握が必要ではないか。
◆在宅ワークや宅内起業など多様な働き方を考えるきっかけを作り、実現のための支援を行います。	商工政策課	収入に繋がった女性の数	14名	19名	8名	
◆ハローワーク等の関係機関と連携して、就職を希望する母子家庭の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。	こども課	相談件数 (2016年度1名配置完了)	200件 (2016年度)	200件 (2019年度)	319件	
◆「男性の暮らし方・意識の変革」を推進し、多様な視点による職場のダイバーシティの進展を啓発します。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件	100件 (延べ)	66件(延べ) 17件/年	

(13) 女性の能力開発促進のための支援		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、起業を支援します。また、継続して相談支援を行います。【再掲】	商工政策課	創業した人の数	16名	21名	31名	有給休暇が、家族のための休暇ではなく、自己啓発につながる休暇の取得の啓発を推進してほしい。教育訓練休暇等の推進も必要。
◆在宅ワークや宅内起業など多様な働き方を考えるきっかけを作り、実現のための支援を行います。【再掲】	商工政策課	収入に繋がった女性の数	14名	19名	8名	
◆女性職員の登用機会の拡大を図るため、様々な研修、ジョブ・ローテーション及び人事評価制度の活用等により、性別にかかわらず管理職員として必要な経験や能力を備える職員の育成に努めます。	職員課	女性活躍推進のための研修等	1回 (2017年度)	2回	2回	
◆生涯学習講座を通して、女性のエンパワーメントのための学習機会の情報を提供します。	生涯学習課	生涯学習ボランティア指導者の登録者数	159名 (2016年度)	184名 (2021年度)	149名	
◆市の審議会等委員への女性登用を促進するため、女性の人材情報の整備・充実を図るとともに、人材情報の積極的な活用を推進します。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件 (延べ)	66件(延べ) 17件/年	
◆女性が社会で指導的役割を果たす力をつけることができるよう、意欲と能力を高めるための講座や研修を開催します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	
◆働き方が多様化し、個人が変化し続ける社会に適応するためにリカレント教育を関係機関と連携し、女性の学び・キャリア形成支援を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	

7 様々な分野における男女共同参画の推進

(14) 地域における男女共同参画の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	3
◆観光分野においては、顧客ターゲットの主流である女性客をはじめ、たくさんの方々の支持を得ることができる観光づくりを目指し、きめ細やかな心配りと清潔さの行き届いた雰囲気づくりに、女性の元気や発想をこれまで以上に活用します。	みやこんじよPR課	さまざまな年齢や職種の人たちをミートツーリズムメンバーに起用し、幅広く多くの意見を参考にすることで、観光誘致の政策につなげる。	28人 (メンバー数)	-	0人 (女性の人数)	地域によっては、まちづくり協議会の部会等には女性が参画している。誰もが参画できる組織づくりが必要。
◆地域主導の観光地づくりに、男女を問わず地域住民が郷土の魅力を高める取組に参加できるように支援します。	みやこんじよPR課	さまざまな年齢や職種の人たちを観光ボランティアに起用し、幅広く多くの意見を参考にすることで、観光誘致の政策につなげる。	-	-	5人 (メンバー数)	
◆環境分野においては、一人ひとりが生活・自然環境に配慮し、人と自然が調和した社会を築いていくために、男女を問わず地域や社会において環境保全活動に積極的に参加することを支援します。	環境政策課	環境まつりボランティアへ参加した女性の割合	50%	50%	79%	
◆多様性のあるまちづくりを、男女を問わず地域住民等が主体となり、進めていく取組を行います。	都市計画課	都城市都市計画マスタープラン推進委員会 女性委員の数/委員総数	40%	40%	40%	

◆市民団体への情報提供や地域づくりのリーダー的人材の育成、団体間の連携・交流・協働の推進を図り、男女を問わず市民公益活動を支援します。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件 (延べ)	66件(延べ) 17件/年
◆まちづくり協議会、自治公民館等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むように、関係機関等と連携を取りながら、研修・講座を開催し、啓発と人材育成に努めます。【再掲】	コミュニティ文化課	まちづくり協議会の女性役員の割合	12%	17%	12.9%
◆ボランティアやNPO活動、まちづくり協議会等の活動を通じて、地域活性化のために、男女の積極的な参画を推進します。	コミュニティ文化課	まちづくり協議会の女性役員の割合	12%	17%	12.9%

(15) 農業等における男女共同参画の確立		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆女性農業者が活躍できる環境づくりとして、役割分担や収益の分配等について家族で取り決めることのできる「家族経営協定」の締結やプロの農業経営者である女性の認定農業者の育成を推進します。	農政課	「家族経営協定」の締結割合	27%	30%	29%	市の農畜産業に携わる女性の意欲的な活動支援は、継続して推進してほしい。
◆農畜産業に携わる意欲的な女性による「六次産業化」に向けた取組や起業活動を推進します。	農政課	事業実施回数	5回	6回以上	8回	
◆農畜産業に携わる意欲的な女性による「六次産業化」に向けた取組や起業活動を推進します。	ふるさと産業推進局課	平成30年度以降の実施事業にいては、農政課に統合	-	-	-	
◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、女性が抱える多様な悩みに女性相談員が対応します。また、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなど働く女性の支援を推進します。【再掲】	コミュニティ文化課	弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談回数	12回 (2016年度)	12回	弁護士相談10回 こころの相談12回	

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

8 生涯にわたる健康支援

(16) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に関する支援		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	3
◆妊娠・出産期の女性の健康支援に努めるとともに「性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ)」について、正しい知識の普及に努めます。	こども課	妊娠週数11週以下の妊娠届出率(妊娠11週以下の届出数/全妊娠届出数)	91.1% (2016年度)	92.5% (2021年度)	91.8%	若年者の妊娠等の課題を踏まえ、教育対象生徒と性に関する教育の効果検証を行ってほしい。非常に重要な課題である。
◆安心して出産・子育てができるように、パパ・ママ教室の開催や不妊治療、妊婦の健康診査、訪問指導などの支援を行います。	こども課	産前・産後サポート事業参加組数	69組	129組	104組	
◆性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にすることを育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	54校	

(17) 生涯にわたる健康保持増進対策の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆ライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育に取り組みます。	健康課	健康教育(企業や団体等から依頼される)の受講者数	240人	250人	214人	安全衛生推進者(衛生推進者)の設置についても啓発してほしい。
◆ライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育に取り組みます。	健康課	主に40歳以上を対象とした健康教室の受講者数	317人	315人	2,514人	
◆生涯を通じた健康づくりへの支援を図るため、健康づくり関係者への研修に取り組みます。	健康課	食生活改善推進員の育成研修及び養成研修の回数	15回/年	15回/年	19回/年	
◆生涯を通じた健康づくりへの支援を図るため、健康づくり関係者への研修に取り組みます。	健康課	代表者会の回数	4回/年	4回/年	3回/年	
◆女性特有の疾患や健康問題の相談に応じるため、相談体制の充実を図るとともに保健師の資質向上に努めます。	健康課	保健師業務調整会議の実施回数	12回/年	12回/年	12回/年	
◆スポーツを通して、生涯にわたって心身ともに健康で活力ある生活を営むことができるよう努めます。	スポーツ振興課	1週間に1回30分以上の運動実施率	45%	50% (2021年度)	46.6%	
◆自殺者の約7割が男性を占めている現状を踏まえ、生涯を通じた心身の健康維持のため、関係機関との連携を図るとともに、誰もが相談しやすい体制づくりや相談窓口の広報に努めます。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件	

(18) 健康を脅かす問題についての対策の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	3
◆女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。	健康課	子宮がん検診受診者数(対象者:20歳以上)	5,079人	7,020人	5,528人	アルコールやギャンブルだけではなく、ゲームやSNS等の中毒性についても啓発していく必要がある。
◆女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。	健康課	乳がん検診受診者数(対象者:40歳以上)	4,750人	5,705人	3,860人	
◆関係機関と連携して、健康を脅かす問題についての正しい知識の普及啓発に努めます。	健康課	女性が多く所属している職場(JA等)や社会保険扶養者に対する啓発及び商業施設でのイベントによる啓発活動回数	3回/年	3回/年	3回/年	
◆薬物の乱用の影響に関する正しい知識の普及等、薬物乱用対策を関係機関と連携して行います。	健康課	管轄は都城保健所であり情報提供及び連携を図る	—	—	県からポスター提供があった	

◆特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。	健康課	特定健診受診率(対象者:40歳以上74歳未満の都城市国民健康保険加入者)	44.85% (12,822人/28,584人) * H28年度法定報告値	58.00% (14,154人/24,403人) * データヘルス計画目標値	49.2% (13,029人/26,493人) R2.7/3速報値
◆特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。	健康課	健康づくり会が実施するウォーキングを含む運動参加者数	1,200人	1,200人	656人
◆特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。	健康課	ステップ運動参加者数	393人	445人	309人

9 配偶者等に対するあらゆる暴力(DV)の根絶【DV対策基本計画】

(19) あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆都城市セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程に基づき、市職員に対して研修を行うとともに、相談窓口を設置します。	職員課	ハラスメント研修等	1回 (2017年度)	2回	1回	人権啓発用のビデオの貸出の取組については、宮崎県人権啓発センターと連携してみてはどうか。
◆DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。また、あらゆる暴力についての正しい知識のための広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	
◆DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。また、あらゆる暴力についての正しい知識のための広報・啓発を推進します。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	54校	
◆DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。また、あらゆる暴力についての正しい知識のための広報・啓発を推進します。	生涯学習課	人権ビデオの貸し出し件数	20件 (2016年度)	25件 (2021年度)	14件 (2019年度)	
◆関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境を整備し、DVに関する実態の把握に努めるとともに、被害者保護のための施策を推進します。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件	
◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会をとらえ、女性に限らず、暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	
◆職場などにおいてセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた事業所での取組の推進について啓発に努めるとともに、性犯罪の未然防止のための広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課	市民意識調査「DV」についての認知度	51%	60%	次回調査2021 (令和3年)年度実施	

(20) 安心して相談できる支援体制の充実・強化		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実を図ります。	市民課	被害者をすみやかに個室に案内し、DV担当職員が丁寧に対応する。 支援措置申出件数	96件	-	85件	コロナ禍で夜間の相談が増えているのではないかと。安心して相談できる場所を増やしてほしい。
◆女性総合相談の内容に応じた配慮・対応ができるように、関係機関との連絡会議等で連携体制の強化を図ります。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件	
◆相談者の様々な悩みやニーズに対応できるよう、相談員の研修を行い被害者の支援体制を充実します。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件	
◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件	
◆配偶者からの暴力の被害者や家庭内暴力に巻き込まれ、心理的・身体的に被害を受けている子どもに配慮した相談に努めます。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件	
◆被害者のニーズに対応した支援が効果的に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力被害者支援センター(女性相談所)、性暴力被害者支援センター(さぼーとねっと宮崎)等の関係機関との緊密な連携を図ります。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件	
◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、必要に応じて、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなどの支援を推進します。	コミュニティ文化課	弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談回数	12回 (2016年度)	12回	弁護士相談10回 こころの相談12回	

(21) 被害者の安全と安心の確保		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	3
◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実を図ります。	市民課	被害者の申請により警察などの関係機関への確認を行ったうえで支援措置を開始する。 住民票・戸籍附票のロック、住民票閲覧の制限、戸籍記載事項証明のマスクングを確実に行う。 支援措置申出件数	96件	-	85件	都城市には、DV被害者の一時避難所がないため、避難所の設置が急がれる。
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	学校教育課	関係機関との連携により、被害者の支援を行うため、目標値に数値を設定するのは適当ではない。	-	-	-	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	こども課	家庭児童相談件数	212件	-	201件	

◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	保育課	新規相談件数	-	-	6件
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	福祉課	コア会議件数 他課と連携するケースについては、他課と連携し課題解決に取り組む	連携が必要な課題は全て	対象ケースは全て連携	30件 2事業者
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	介護保険課	養護者による高齢者虐待相談件数	33件	35件	85件
◆住宅に困窮するDV等の被害者に対して、市営住宅への入居支援を実施します。	建築課	DV被害者入居支援件数	-	-	0件
◆経済的な不安を抱えるDV被害者のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。	保護課	DV被害者相談件数	5件 (2016年度)	-	5件
◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。【再掲】	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件
◆配偶者からの暴力の被害者や家庭内暴力に巻き込まれ、心理的・身体的に被害を受けている子どもに配慮した相談に努めます。【再掲】	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件
◆被害者のニーズに対応した支援が効果的に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力被害者支援センター(女性相談所)、性暴力被害者支援等センター(さぼーとねっと宮崎)等の関係機関との緊密な連携を図ります。【再掲】	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件

(22) 被害者の生活再建への支援		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	3
◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実に努めます。	市民課	相談の内容に応じて、市役所関係各課及び市の女性総合相談室等につなぐ。支援措置申出件数	96件	-	85件	被害者の生活再建は非常に重要な施策である。生活の実態にそった支援が必要である。
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	学校教育課	関係機関との連携により、被害者の支援を行うため、目標値に数値を設定するのは適当ではない。	-	-	-	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	こども課	新規相談件数	111件	-	166件	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	こども課	管理ケース件数	212件	-	201件	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	保育課	新規相談件数	-	-	6件	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	福祉課	コア会議件数 他課と連携するケースについては、他課と連携し課題解決に取り組む	連携が必要な課題は全て	対象ケースは全て連携	30件 2事業者	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	介護保険課	養護者による高齢者虐待相談件数	33件	35件	85件	
◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。【再掲】	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件	
◆住宅に困窮するDV等の被害者に対して、市営住宅への入居支援を実施します。【再掲】	建築課	DV被害者入居支援件数	-	-	0件	
◆経済的な不安を抱えるDV被害者のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。【再掲】	保護課	DV被害者申請件数	3件 (2016年度)	-	3件	

10 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備

(23) ひとり親家族等の生活安定と自立支援		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、経済的支援を推進します。	こども課	母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付件数	62件	-	52件	行政支援は、申請主義なので、情報の入手しにくい方にも情報提供できる取組をしてほしい。見守りも含め、配送サービス等での情報の収集及び情報提供できる体制づくりが必要ではないか。
◆ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、経済的支援を推進します。	こども課	母子及び父子家庭医療費助成受給資格者数	5,802人 (母子5,432人 父子370人)	-	6,333人 (母子5,878人 父子455人)	
◆ひとり親家庭に家庭生活支援員の派遣を行い、一時的な生活援助・保育サービス等を支援します。	こども課	登録者数	登録者数 90人 (2016年度)	110人 (2019年度)	115人	
◆ひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、子育てに関わる相談体制の充実や延長保育などの特別保育サービスの支援を推進します。	保育課	ひとり親世帯の保育所等の入所者数	-	-	757件	
◆経済的に困窮しているひとり親家庭のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。	保護課	被保護者の母子、父子世帯数	55件 (2017年度)	-	44件	
◆父子家庭が地域で孤立しやすい現状を踏まえ、相談しやすい体制づくりや相談窓口の広報に努め、関係機関との連携を図ります。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件	

(24) 自立に向けた力を高める取組の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆ハローワーク等の関係機関と連携して、就職を希望する母子家庭の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。【再掲】	こども課	相談件数 (2016年度1名配置完了)	200件 (2016年度)	200件 (2019年度)	319件	対象者が、自立に向けた各種支援情報を得やすくするための取組を推進してほしい。
◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。【再掲】	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件	
◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、自立に向けた相談体制の充実を図ります。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件	
◆貧困の連鎖を断ち切るため、また適性や能力をいかせる道を広げるため、生活保護受給者へ、高等学校等の就学費用を支援します。	保護課	高等学校等就学者数など	1回/月～1回/年 ケースワーカーによる定期訪問	-	1回/月～1回/年 ケースワーカーによる定期訪問	

(25) 高齢者、障がい者、外国人市民等が安心して暮らせる環境の整備		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆55歳以上の方を対象に、公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会と連携し、就職訓練及び就職支援相談、就職促進に努めます。	商工政策課	講習や説明会等の情報の広報掲載	8件	12件	5件	国際化推進室と学校との連携推進を図ってほしい。 こどもの学びの場で居住されている外国人市民の方との異文化交流が必要。また、公民館単位での交流の場を設けるなどの取組も必要である。
◆高齢者が少しでも長く在宅生活を継続するために、それぞれのニーズに合わせた必要な介護サービスを提供すると共に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に努めます。	介護保険課	こけないからだづくり講座実施箇所数	233箇所	250箇所	249箇所	
◆高齢者がその意欲や能力に応じて社会に参画し、社会を支える重要な構成員として充実した生活を送れるよう、高齢者の学習活動を通じた社会参画の機会の提供などを行います。	福祉課	高齢者の趣味の教室登録者数	129人	140人	123人	
◆障がい者の雇用について、企業等の理解を深めるとともに、就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進します。	福祉課	圏域企業に対する障害者雇用における新制度説明パンフレット及び協力企業であることを明示するステッカーの配布企業数	30社	30社	ステッカー配布	
◆高齢者に対し、臨時的、短期的な就業の場を提供するシルバー人材センターへの支援に取り組むとともに、高齢者の雇用促進について市民や企業に対する啓発に努めます。	福祉課	シルバー人材センターの新規会員数	90人	95人	87人	
◆ノーマライゼーションの理念に基づいて、社会のあらゆる分野で高齢者や障がいを持つ人が自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていけるようにユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。	福祉課	しおりの挿絵をイメージに囚われないものに変更した数	3件	3件	0	
◆障がい者の地域生活への移行を進め、就労支援の強化や居住の場の確保など、障がい者の自立した生活を支援するとともに、障がい者が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、サービスの量の確保と質の向上を図ります。	福祉課	地域相談支援件数→「障がい者のしおり」の最新情報への更新	102件 (2017年度)	110件	-	
◆市営住宅の建て替えに際しては、住戸のバリアフリー化を推進します。	建築課	建替え戸数	0戸	80戸	0戸	
◆住宅に困窮する高齢者世帯、障がい者世帯に対して、市営住宅への入居要件を緩和します。	建築課	入居支援実施件数	21件	-	28件	
◆インターネット上のサービスを企画・提供しようとするときは、可能な限り高齢者や障がい者、外国人などが利用しやすいように配慮します。	秘書広報課	色や文字の大きさに留意する。	-	-	-	
◆日本語学習の機会や多言語情報の提供等による外国人市民への支援や日本人住民の意識啓発などに取り組み、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生社会づくりを進めます。	国際化推進室	日本語れんしゅう会の外国人市民参加者数	660人	720人	513人	

11 災害対策の分野における男女共同参画の推進

(26) 災害対策の分野における男女共同参画の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	3
◆災害対応における様々な課題について、男女のニーズの違いを踏まえた具体的な配慮がなされるように、関係団体の意見を聞くなどの取組を進めます。	危機管理課	災害時要援護者避難支援プランのための施策	策定プラン無 (2016年度)	災害時要援護者支援プランの活用	福祉課による災害時避難行動要支援者の名簿更新を実施した。	危機管理課や消防局の取組に男女共同参画の視点が必要である。
◆阪神淡路大震災から熊本地震までの問題を踏まえ、災害発生時の避難所運営や生活用品等の備蓄について女性や子供、高齢者、障がい者などに配慮した整備を進めます。	危機管理課	福祉避難所の指定箇所数	5箇所	15箇所	5箇所	
◆地域防災力の要である消防団の活動を活性化するために、防災教育に取り組む女性消防団員の育成を図ります。	消防局総務課	女性消防団員における応急手当普及員割合	18%	25%	35.0% 12人/34人	

IV 国際理解の促進及び男女共同参画推進体勢の整備・強化

12 国際理解及び多文化共生社会の創造

(27) 男女共同参画社会づくりに関わる国際理解及び多文化共生社会の創造		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆男女共同参画に関連のある各種の国際条約や、女性の地位向上のための国際的な規範や基準・取組について市民に情報提供を行い、国際理解及び国際協力の推進を図ります。	国際化推進室	国際交流員による国際理解講座の参加者数	5,835人	6,000人	5,666人	国際的理解や協力の推進が積極的になされている。
◆地域社会の「平等・開発・平和」の実現を目指し、海外諸都市や外国人市民との様々な分野での国際交流や国際協力を推進します。	国際化推進室	市広報、くらしの情報やHP、facebookへのイベント情報掲載数	10回	20回	20回	
◆女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連のある各種の条約や国際会議における女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針等について、市民に情報提供を行い、理解を広げます。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	12回	

13 男女共同参画の推進体制の整備

(28) 総合的な男女共同参画推進体制の強化		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆本市の男女共同参画社会づくりを計画的、総合的に進めていくため「都城市男女共同参画社会づくり条例」に基づく男女共同参画計画を策定するとともに、同条例の基本理念を実現し、同計画を実施していくための推進体制及び拠点施設の整備・充実を図ります。また、市民・事業者や国・県等関係機関と密接な協力・連携を進めていきます。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件 (延べ)	66件(延べ) 17件/年	男女共同参画の推進体制の整備について取組がされている
◆男女共同参画行政推進会議において、関係部局の連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策の総合的運営を図ります。また、男女共同参画に関わる有識者からなる男女共同参画社会づくり審議会の意見を積極的に取り入れ、取組に反映させていきます。	コミュニティ文化課	男女共同参画社会づくり審議会、男女共同参画行政推進会議、幹事会、連絡会の開催数	-	各2回/年	各2回/年	
◆男女共同参画のより一層の周知・浸透を図るために、情報誌を発行するなど啓発に努め、市民・事業者との協力・連携体制の強化を図ります。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件 (延べ)	66件(延べ) 17件/年	
◆本計画で具体的施策として掲げた指標について、定期的にその進捗状況を把握し、施策の妥当性や達成度を、都城市男女共同参画行政推進会議及び都城市男女共同参画社会づくり審議会において評価を行っていきます。	コミュニティ文化課	男女共同参画社会づくり審議会、男女共同参画行政推進会議、幹事会、連絡会の開催数	-	各2回/年	各2回/年	

(29) 男女共同参画センターの機能強化		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆男女共同参画センターにおいて、情報提供、啓発、相談、交流事業などを積極的に展開するとともに、各種団体等とのネットワーク拡大に努め、地域が抱える様々な課題を男女共同参画の視点から解決していく機能を充実させます。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件 (延べ)	66件(延べ) 17件/年	市役所の外に、活動の拠点となる男女共同参画センターを設置してほしい。
◆県男女共同参画センター、各市の男女共同参画センター及び関連団体等との協力・連携体制を図り、啓発、相談員による女性総合相談、セミナーなどの充実により男女共同参画の推進に努めます。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	8件	

(30) 関係機関・NPO等との連携及び協働の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	R元年度実績値	4
◆男女が協力連携して、望ましい男女共同参画社会の実現を目指すことを目的に、男女共同参画を市民レベルで推進する活動を行う団体の育成を図ります。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件 (延べ)	66件(延べ) 17件/年	行政だけでは担えない部分を、積極的に民間と連携を図っていく事が必要。メリット制の導入などの検討が必要では。
◆男女共同参画を進める様々な機関や団体、NPO等の果たす役割は重要であり、これらの団体等との連携を図り、男女共同参画推進の協働体制を支援していきます。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件 (延べ)	66件(延べ) 17件/年	